

14 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価

1) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

本学では、学則第2条の規定にもとづき、大学評価委員会が自己点検・評価を恒常的に行っている。

委員会の組織は、学長指名の委員長をトップとして、各学部・学科、教養部、大学院各専攻より各1名からなる10名の教員、事務部長および学務室長から構成されている。審議事項は、以下の3点であることが、大学評価委員会規程に定められている。

- 1) 自己点検評価の計画、実施に関すること
- 2) 第三者による外部評価に関すること
- 3) その他大学評価に関すること

本学における自己点検評価は、5年周期で実施され、「自己点検評価報告書」として発刊している。直近の報告書は、平成11年度に大学基準協会「相互評価」を受けるために実施した自己点検評価をまとめたものである。次回の報告書は、現在進められている自己点検評価をまとめ、平成17年に発刊する予定である。

平成16年4月から学校教育法69条の改正により、7年毎に文部科学大臣が認めた認証評価機関から認証評価を受ける認証評価制度が義務付けられた。一方、大学基準協会の相互評価の認定を受けて、5年が過ぎたので、再審査が必要になっている。

これらの課題も視野に入れながら、平成16年度、大学評価委員会は、大学評価委員会規程に基づき、自己点検評価の実施計画と実施組織の策定を行い、点検項目、実施組織、実施時期等が、教授会で審議了承され、本自己点検評価を実施している。なお、点検項目には、大学基準協会「相互評価」の学部点検評価項目を準用した。

【点検・評価】

これまでに5年毎に自己点検評価が実施されている。前回の自己点検評価から5年が経過したので、平成16年度、3回目の自己点検評価を実施した。また、自己点検評価で指摘された問題点は、教育研究の質的向上に向けた改善策に生かされているので、自己点検評価の制度システムが有効に機能していると判断できる。

【長所と問題点】

大学評価委員会の自己点検評価の企画・立案および実施計画は、自己点検評価責任者と分担者および担当事務局が連携しながら、実施されている。自己点検評価結果は、報告書にまとめられ、学内外に公表し、大学の質的向上のための改善策に生かされている。

【将来の改善改革に向けた方策】

自己点検評価の制度システムが有効に機能しているので、今後も堅持して行きたい。

2) 自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

【現状の説明】

自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を直接反映させる仕組みは、必ずしも十分なものではない。在学生には、授業評価アンケートを毎期実施し、授業改善に向けた点検評価が実施されている。一方、学生会によるアンケートも在学生に対して実施しているが、自己点検・評価プロセスには、直接反映されていない。卒業生の同窓会組織があるが、卒業生の意識調査を行っても、回答率が低く、十分な結果が得られていない。また、本学主催による200社以上の参加する企業説明会のおりにアンケート調査を実施しているが、企業説明会の運営方法に係わる内容であり、直接自己点検を意図した内容のものではない。

【点検・評価】

現状の説明で述べたように、毎年在学生、卒業生および企業等に対して、種々のアンケートが実施されているが、その内容が必ずしも、本学の点検評価を意識したものではない。

今後、自己点検・評価の過程に、在学生、卒業生および企業等の意見が反映できるように配慮する必要がある。

【長所と問題点】

毎年在学生、卒業生および企業等に対して、種々のアンケートが実施され、学生生活や施設の改善に反映されているが、必ずしも組織的に点検評価を意図した内容になっていない。

【将来の改善改革に向けた方策】

学生・卒業生や雇用主からの自己点検評価に係わる貴重な意見が、自己点検・評価プロセスに反映できる仕組みの検討が必要である。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

1) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

平成11年の自己点検評価報告書および大学基準協会の「相互評価」の結果を受けて、報告書に書かれている問題点・改善改革事項や「相互評価」の相互評価結果に記された助言・勧告等を踏まえて、学長主導で、学科改組を含む学部教育問題や各種センターの改組・改変が、実行に移されている。教育体制改革委員会および将来計画委員会の答申を基本方針に据えて、以下のような改善・改革システムの構築がなされた。

a. 学科改組： 既存の工学部4学科2専攻を改組し、機械工学科、情報機械システム工学科（新学科）、電気電子工学科、電子情報工学科、建築学科および都市環境デザイン学科（新学科）の6学科体制が、平成13年度から実施に移された。

b. 教育改革実行委員会：第1期委員会として、平成11年12月の第1回から平成12年3月の第8回にわたり、学科改組に関連する導入教育を含む中間主及び夜間主コースの枠組みについて検討した。ここでは、各学科等の教育課程表の基本的枠組み、キャップ制の導入、昼夜同時開講などが

導入された。第2期委員会では、各学科の教育目標と養成目標を具体化した教育標準プログラムの設計がなされた。教育改革実行委員会で検討された趣旨に基づく新カリキュラム2001が、教養教育および全学科でスタートした。その後も、2001カリキュラムの履行状況や問題点の改善を行うために、第3期委員会が設置され、現在第4期委員会がスタートしている。

c．大同工業大学授業憲章2001の宣言：平成13年4月に、平成13年にスタートした教育標準プログラムの履行を図るために、また教育重視型大学としての使命を果たすために、全教員の授業の公開を原則とし、持続的に授業の改善と充実に努めることを趣旨とした「大同工業大学授業憲章2001」が宣言され、教職員が一丸になって、使命を遂行してきている。

d．授業開発センターの設置：持続的に授業の改善と充実に目指した授業開発センターが平成13年4月から発足した。全授業科目を対象にした学生による「授業改善アンケート」と「学習到達度アンケート」が実施され、また公開の「研究授業」も継続的に実施されている。さらに、在学生に対して各期毎の履修状況の追跡調査を行い、学習到達度の状況について継続的に調査を行っている。

e．学習支援センターの設置：入学生の基礎学力の補強や授業の理解を深めるために、学習支援センターが設置され、学習到達度の強化を担っている。

f．情報学部設置および教養部の設置：平成14年度には、将来計画委員会の答申を受けて、工学部電子情報工学科を改組し、情報学部情報学科を開設した。また、教育目標に掲げられている教養教育の充実に図るために、一般教養を教養部に組織替えを行い、現在、工学部、情報学部、教養部の体制で、教育の充実が図れている。

【点検・評価】・【長所と問題点】

前回の自己点検評価報告書や大学基準協会の「相互評価」の相互評価結果を分析し、課題の改善・改革を目指した教育体制改革委員会の答申を基本方針に据えて、将来計画委員会および教育改革実行委員会が、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとして機能している。授業憲章2001の宣言により、教育重視型大学としての使命を果たすべく、努力している点は評価でき、制度システムが有効に機能している。

持続的に授業の改善と充実に目指した授業開発センターが、在学生に対して期毎の履修状況の追跡調査を行い、学習到達度の状況について継続的に調査を行っている。これらの結果が、学生指導の強化に貢献している。

【将来の改善改革に向けた方策】

自己点検・評価に基づき、将来計画委員会と教育改革実行委員会が将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムとして機能している。しかしながら、教育改革実行委員会が作成した基本方針または制度と、実務を担当する他の委員会との連携の強化が課題として挙げられる。また、教育改革実行委員会が策定した基本方針や枠組みも、定期的に自己点検・評価を行い、改善改革に向けた見直しが必要である。勿論、学生の視点に立った改善改革が基本である。

教育重視型大学としての使命を果たすべく、大同工業大学授業憲章2001の宣言に見られるように、教育の充実に最優先し、改善改革に腐心してきている。しかしながら、教育重視型大学としての使命が、必ずしも学生と教員に浸透していないように思われるので、教育目標や人材養成目標も含めてより具体的な方針を示す必要がある。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

1) 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状の説明】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、平成11年に実施した自己点検評価を基に、平成11年度に大学基準協会の「相互評価」を受けた。平成12年3月には、大学基準協会から適格の認証を受けている。また同時に、幾つかの勧告および注意事項が付帯条件としてつき、3年以内に、改善計画書の提出を求められた。大学評価委員会が中心になり、大学基準協会から指摘された勧告および注意事項の点検評価を行い、教授会で承認された改善計画書を平成15年7月に大学基準協会に提出した。平成16年3月に、この改善計画書に対する通知を受け取っている。この通知には、入学定員の超過率に関する勧告を除いて、指摘された勧告および注意事項が改善されているとの評価を頂いている。なお、入学定員の超過率に関する再勧告については、次回の相互評価を受けるときに、改善計画書の提出が求められている。

【点検・評価】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、平成11年度に大学基準協会の「相互評価」を受け、適格の認証を得ている。指摘された勧告および注意事項は、深謝に受け止めて、改善計画を実行し、改善報告書として提出している。したがって、自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、確保され、また適切に履行されている。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

先に述べたように、自己点検・評価に対する学外者による検証が、適切に行われている。

今後も引き続き、自己点検評価に対して、学外者による検証を受け、自己点検・評価結果の客観性・妥当性を保持して行きたい。

2) 外部評価と自己点検・評価との関係

【現状の説明】

学則第2条の規定に基づき、自己点検・評価は5年周期に実施している。今回の自己点検評価は、3回目になる。また、自己点検評価を客観的に評価するために、外部評価を受けることが学則にもりこまれている。これまでに、大学基準協会の「加盟審査」と平成11年度の「相互評価」を受けている。

一方、平成16年4月から、学校教育法69条の改正により、文部科学大臣の認めた認証評価機関から、「認証評価」を受けることが義務付けられた。

本学では、自己点検・評価結果の客観性と公開を目的に、外部評価を受けて、大学の改善・改革に生かしており、その方針は、今後も堅持する。

【点検・評価】

現状の説明で述べたように、自己点検・評価結果の客観性と公開を目的に、外部評価を受けて、大学の改善・改革に生かしている。

【長所と問題点】【将来の改善改革に向けた方策】

自己点検評価をもとに、大学基準協会の「相互評価」を受けている。また、外部評価で指摘さ

れた課題も含めて、本学の改善・改革に生かされている。平成14年4月から、学校教育法の改正に伴う認証評価制度が施行されたので、今後、本学の理念と建学の精神に基づく大学の質的向上を目指して、文部大臣が認めた認証機関から認証評価を受けるための準備を進めていきたい。

(4) 大学に対する社会的評価等

1) 大学・学部の社会的評価の検証状況

【現状の説明】

大学は、「倫理観を身につけた人づくり」の使命を担っている。建学の精神・理念に基づき、掲げている教育目標を遂行しながら、社会から信頼・尊敬される人材を育成する義務がある。

大学・学部の社会的評価の検証については、色々な評価方法・評価指標が考えられる。たとえば、高校生・教師・父母から見た大学受験の応募状況と受験倍率、卒業予定者に対する企業からの求人状況と内定率、マスコミから見た大学のランク付け、また大学の経営状況などに基づくランク付けや、学生の課外活動の成果また教員による学術研究の成果などの新聞やテレビでの報道も、社会的評価の一例と考えられる。また、卒業生の社会的な活躍や就職先での評価も、大学に対する社会的評価として捉えられる。

定性的には、「面倒見のよい大学」、「就職に強い大学」や「きめ細かな学習指導」などとして、新聞、受験雑誌、コマーシャル雑誌等に掲載されている。

【点検・評価】

定性的には、「面倒見のよい大学」、「就職に強い大学」や「きめ細かな学習指導」などとして、受験雑誌、コマーシャル雑誌等に掲載されている。しかしながら、これらの側面で、短絡的に大学の社会的評価を得ていると断言するには、問題がある。

【長所と問題点】

自己点検評価活動は、大学の情報公開と説明責任を客観的に社会に対して発信することも目的としている。改善・改革の成果は、積極的に社会に対して公表し、第三者による評価の検証は、重要であると認識している。

【将来の改善改革に向けた方策】

社会の動向を見据えて、大学・学部の社会的評価の検証についても、前向きに検討して行きたい。